

2020年7月14日

各 位



九州豪雨により被災されたお客さまに対する電気料金等の特別措置について

このたびの九州豪雨により被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。
当社は、災害救助法が適用された地域にて被災されたお客さまよりお申し出があった際に、下記のとおり特別措置を実施いたします。

記

1. 対象者 当社と電気のご契約をされているお客さま

2. 対象地域

【災害救助法が適用された市町村】

福岡県 久留米市、大牟田市、八女市、みやま市

大分県 日田市、由布市、玖珠郡九重町・玖珠町

熊本県 八代市、人吉市、水俣市、上天草市、天草市、葦北郡芦北町・津奈木町、
球磨郡錦町・多良木町・湯前町・水上村・相良村・五木村・山江村・球磨村・
あさぎり町、

鹿児島県 鹿屋市、阿久根市、出水市、曾於市、志布志市、伊佐市、出水郡長島町

【災害救助法が適用された市町村の隣接市町村】

福岡県 柳川市、筑後市、うきは市、八女郡広川町、朝倉市、小郡市、大川市、
三井郡大刀洗町、三潞郡大木町、朝倉郡東峰村、田川郡添田町

佐賀県 鳥栖市、神埼市、三養基郡みやき町

大分県 大分市、別府市、中津市、竹田市、宇佐市

熊本県 荒尾市、山鹿市、宇城市、下益城郡美里町、玉名郡南関町・和水町、
上益城郡山都町、八代郡氷川町、天草郡苓北町、菊池市、阿蘇市、
阿蘇郡南小国町・小国町

宮崎県 都城市、串間市、えびの市、小林市、東臼杵郡椎葉村、児湯郡西米良村

鹿児島県 垂水市、薩摩川内市、霧島市、薩摩郡さつま町、姶良郡湧水町、曾於郡大崎町
肝属郡東串良町・錦江町・肝付町

3. 特別措置の内容

(1) 電気料金の支払期日の延長 ※1

2020年6月（支払期日7月4日以降のものに限る。）、7月、8月および9月の料金計算分の電気料金の支払期日を各々1か月間延長します。

(2) 不使用月の電気料金の免除

被災日が属する料金計算月の次の6か月間に限り、被災時から引き続き全く電気を使用されなかった月の電気料金を免除します。

(3) 工事費負担金の免除 ※2

被災されたお客さまが、被災時と同じ契約内容で2021年1月末日までに電気の使用を申し込まれる場合には、工事費負担金を免除します。

(4) 臨時工事費の免除 ※2

被災されたお客さまが、2021年1月末日までに再建等のために臨時の電気の使用を申し込まれる場合には、臨時工事費を免除します。

(5) 使用不能となった電気設備に相当する基本料金の免除

電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となった場合、被災日から2021年1月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除します。

(6) 諸工料の免除 ※2

被災されたお客さまが、2021年1月末日までに、引込線、計量器等の取付位置の変更を行う場合には、それに伴う諸工料を免除します。

※1 支払期日とは、支払義務発生日の翌日から起算して30日目をいいます。

※2 工事費負担金、臨時工事費および諸工料とは、お客さまへ電気を供給するために施設される設備にかかる工事費のうち、お客さまにご負担いただく費用をいいます。

4. 特別措置の申込方法

特別措置の実施をご希望されるお客さまは、当社までご連絡ください。

お問合せ先

ミツウロコグリーンエネルギー株式会社
住所：東京都中央区日本橋二丁目11番2号
電話 03-6758-6311 受付時間：9:00~17:30